

鳥取県廃棄物処理計画策定スキーム

1 計画年度

平成 23 年度から平成 27 年度まで

【参考】現計画の計画年度：平成 18 年度から平成 22 年度まで

2 位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 に基づき策定する法定計画。

【廃棄物処理法】

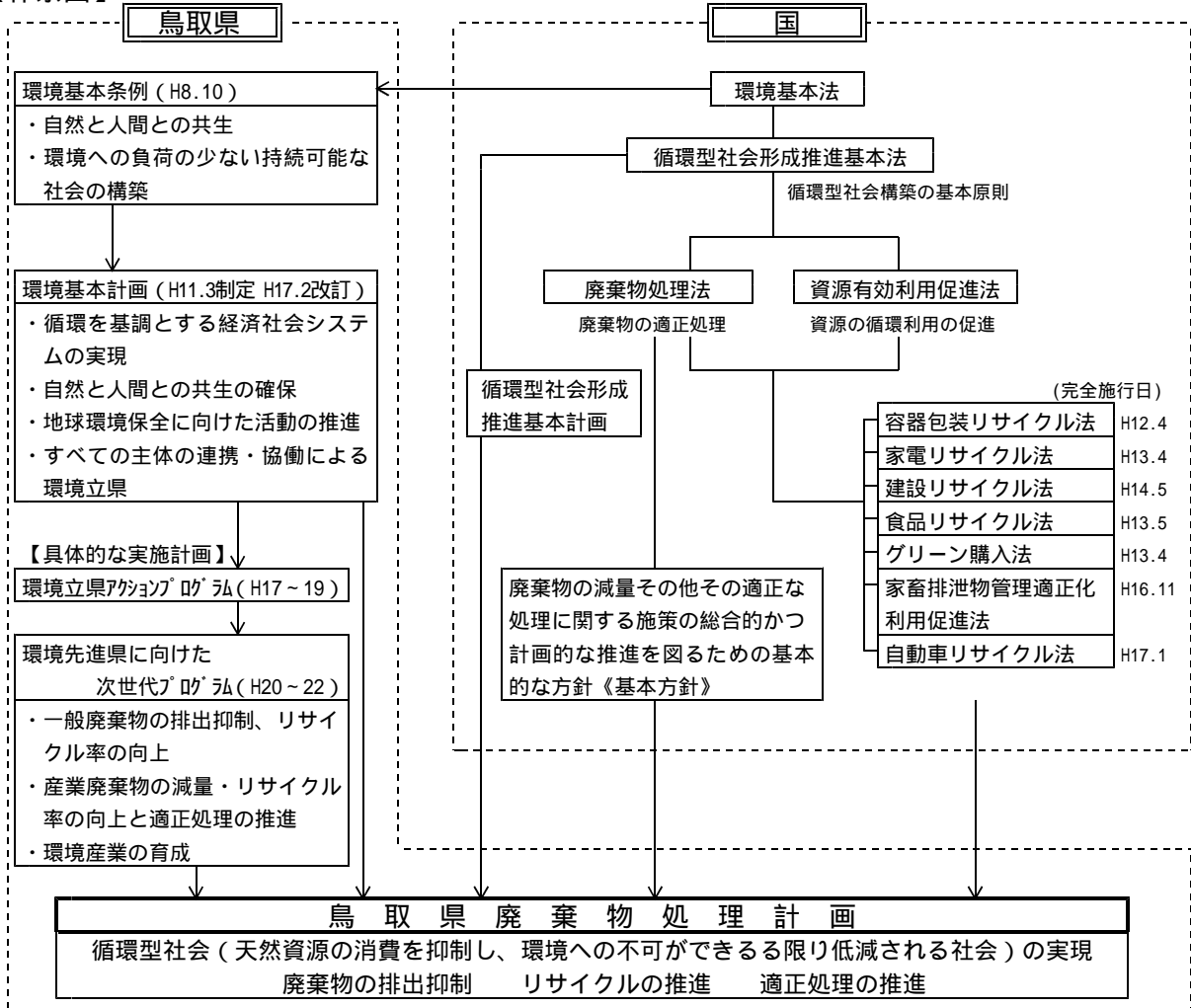
第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

【体系図】



3 計画の内容（案）

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け
- 2 計画年度 等

第2章 廃棄物の現状と課題

- 1 廃棄物の排出、処理の現状
- 2 現計画の達成状況の検証
- 3 各市町村等、関係団体の取組状況
- 4 課題の抽出 等

第3章 循環型社会の構築に向けた施策の基本方針

- 1 鳥取県の目指す循環型社会の姿
- 2 基本方針 等

第4章 廃棄物の将来予測と目標

- 1 一般廃棄物の将来予測と目標（数値目標）
- 2 産業廃棄物の減量目標と目標（数値目標） 等

第5章 循環型社会実現への取組

- 1 一般廃棄物処理に関する施策の展開
- 2 産業廃棄物処理に関する施策の展開
- 3 環境産業の育成に関する展開 等

第6章 計画の推進

- 1 施策の進捗管理 等

4 スケジュール（案）

